

群馬県における依存症の県連携拠点機能について

群馬県における多様な精神疾患等ごとの医療連携体制構築に係る実施要綱第3条に定める依存症の県連携拠点機能の内容は、以下のとおりとする。

1 目標

- (1) 患者本位の精神科医療を提供すること
- (2) ICFの基本的考え方を踏まえながら多職種協働による支援を提供すること
- (3) 地域の保健医療福祉介護の関係機関との連携・協力を行うこと
- (4) 医療連携の都道府県拠点の役割を果たすこと
- (5) 情報収集発信の都道府県拠点の役割を果たすこと
- (6) 人材育成の都道府県拠点の役割を果たすこと
- (7) 地域連携拠点機能を支援する役割を果たすこと

2 医療機関に求められる事項

- (1) 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療、訪問診療を含む。）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること
- (2) 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること
- (3) 医療機関（救急医療、周産期医療を含む。）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること
- (4) 必要に応じて地域連携会議を運営すること
- (5) 依存症に関する正しい知識の普及や、当事者の生きづらさについての理解の促進のため、積極的な情報発信を行うこと
- (6) 専門職に対する研修プログラムを提供すること
- (7) 他の医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと
- (8) 入院治療により実現するアルコールや薬物に依存しない日々を、退院後の生活においても維持できるよう、自助グループ等との連携を含めた支援を継続すること
- (9) アルコール依存症については、重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定していることが望ましい
- (10) 薬物依存症については、依存症集団療法を外来で算定していることが望ましい